

# 保育所入所申込に関する確認票

**要提出**

以下の項目について確認し、署名欄に記入してください。

番号	確認事項	チェック
1	教育・保育給付認定申請等入所申込書類の提出後に、申請内容の変更があった場合は、書類の修正・追加が必要となる場合がありますので、必ず保育担当に問い合わせてください。申請内容が事実と異なる場合は入所取消または利用調整から外れる場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	提出された書類は、理由のいかんに関わらずお返しできません。提出された書類の開示（閲覧及び写しの交付）については、春日市個人情報保護条例に基づく開示請求を行っていただくことになります。	<input type="checkbox"/>
3	【出産前の子どもの場合】 出産予定で保育所の申し込みを行う場合は、仮受付となります。出産後、再度子どもと一緒に見学をし、改めて見学済証明書を受け取った上で、こども未来課に提出することで正式な受付となります。 なお、入所希望日ごとに決められた申込締切日までに見学済証明書の提出ができない場合は、利用調整を行うことができません。	<input type="checkbox"/>
4	【転入予定者の場合】 春日市に転入予定で申し込みを行う場合は、入所希望日の前日（土日祝の場合は前開庁日）までに転入（春日市に住民登録）する必要があります。入所希望日の前日（土日祝の場合は前開庁日）までに転入の確認ができないときは、市外住民としての申し込みとなり、入所決定（内定）していても取り消し及び申込取下となります。 また、待機となった場合も、入所希望日の前日（土日祝の場合は前開庁日）までに転入が確認できないときは、申込取下となります。	<input type="checkbox"/>
5	【求職活動中の場合】 求職活動中の事由で申し込みをされる場合は、認定期間は事由が生じた日から最長90日目の日が属する月末までとなります。この期間内に勤務証明書の提出がない場合は、入所中であれば退所となり、待機中であれば利用調整から外れます。 なお、認定期間中に就労が決まった場合は、追加で勤務証明書を提出してください。月末までに提出があった場合は、翌々月の利用調整から適用します。	<input type="checkbox"/>
6-1	【育児休業取得後に職場復帰する場合】 入所した場合には、復職した日もしくは入所日から3週間以内に、入所決定通知書に同封している復職証明書を提出してください。 期限内に提出がない場合は、退所となります。 なお、復職証明書に記載された復職日及び復職後の就労時間によっては、保育所の入所が取り消しになることがあります。その場合、事実が判明した時点で退所となり、保育費用の実費相当額の返還を求められます。 ※ 入所日が月初日の場合は入所する月の末日まで、入所日が月途中の場合は入所する翌月の14日までに、原則として申込時に提出した勤務証明書記載の就労時間で復帰をしていることが必要です。 ※ 復職とは、育児休業を取得している職場に復職して就労することを指します。	<input type="checkbox"/>
6-2	育児休業給付金の延長等にかかる手続の詳細については、ご自身の責任でハローワークに確認をしてください。市からの通知や証明書が必要な場合は、書類により締切日等が異なりますので、事前に市にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
7	保育所の利用調整に関しては、入所判定指数の高い人から順次入所を決定していきます。	<input type="checkbox"/>
8	入所（内定）を辞退する場合は、待機通知書等の発行はできません。加えて、改めて申込みをしても、年度中は減点の取扱いとなります。また、育児休業からの復帰に伴う加点（復帰加点）により入所が決定したときに辞退をした場合は、原則として翌年度まで復帰加点はつきません。	<input type="checkbox"/>
9	入所当初から2週間程度は、子どもが集団生活に慣れるため、保育時間を短くした「慣らし保育」を設定しています。「慣らし保育」の期間については、子どもの状態により、多少前後する場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	保育料は、世帯の市民税所得割額によって決定します。入所が決まった場合の保育料額について、必ず確認をした上で申し込みをしてください。	<input type="checkbox"/>
《以下は郵送の場合のみ、確認してください》		
11	郵送で申込をする場合の締切日は、窓口で申し込みをする場合の締切日の10日前（必着）となります。郵送申込締切日以降に届いた場合は、届いた時点で申込可能な入所希望日での受付（一斉入所申込の場合は、随時入所申込での受付）となります。	<input type="checkbox"/>
12	不備があった場合は、こども未来課から電話連絡を行いますので、必ず連絡がつくようにしてください。連絡がつかない場合は、書類不備となり、受付ができません（不備がない場合は、電話連絡は行いません。）。必要書類が不備なく全てそろった日が受付日となります。	<input type="checkbox"/>
13	不備があった書類は、市から郵送での返却は行いません。本人確認書類を持参の上、窓口まで取りに来ていただくか、新たに提出し直していただく必要があります。	<input type="checkbox"/>

保護者 署名欄	上記のすべてについて、確認し、了承しました。 令和    年    月    日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     _____                      保護者氏名                 </div>
------------	---